

I はじめに

- 1 学校法人のガバナンス改革とその視座の揺れ
 - ・公益法人としてガバナンスを統一すべきか
 - ・学校法人の目的達成のためにガバナンスを効かせるべきか
 - *不祥事の事案が目立つが、自律すべき部分と他律の領域を見極めるべき
 - *2040年問題を見据えた改革が必要
- 2 学校法人の基本構造と機関としての理事会・評議員会・監事のあり方
 - ・法改正の問題点の中で重要な点に絞って報告する
 - ・ガバナンス改革の基本的な視座をどこに置くのか

II 私立学校法改正の推移および改正法案骨子案の狙い

- 1 平成16年私学法改正 →理事会を法定化し、最終意思決定機関とする。
→評議員会は原則として諮問機関。
 - *平成17年中教審答申 護送船団方式の方向転換 私学の自立と責任
- 2 平成26年私学法改正 →立入検査(63条)、措置命令(60条)、解散命令(62条)、理事の忠実義務
 - *平成26年学校教育法の改正 学長の統括権 教授会の役割の限定化
- 3 令和元年私学法改正 →ガバナンスの改善・強化、情報公開の促進、破綻処理手続
 - ・理事の損害賠償責任の明記
 - ・ガバナンス・コードの導入
 - ・事業報告書、寄附行為、役員名簿、役員報酬基準の公開
- 4 令和3年学校法人ガバナンス会議 →評議員会が最高監督・議決機関。
→評議員会が理事の選任・解任を行う。
- 5 令和4年学校法人制度改革特別委員会 →執行と監視・監督の役割の明確化
→三機関の建設的な協働と相互牽制の確立

III 理事会と評議員会の関係のあり方

- 1 学校法人の基本構造
 - ・教学と法人との連携
 - *教育・研究なくして学校法人の存在はない。
 - *建学の精神に基づく教育・研究を財政的かつ戦略的に支える役割
 - ・理事会→執行・審議・意思決定機関、評議員会→諮問機関
 - ・経営と運営
 - *学校を経営するだけでなく、教学と共に学校を運営し、学校教育を継続・発展させる意識が必要
 - *評議員会との共働意識、建学の精神の醸成

2 改正法案骨子案

(1) 基本構造

- ・執行と監視・監督の役割の明確化・分離
 - *理事会→執行機関 評議員会→監視・監督機関としての役割も
- ・理事会と評議員会との建設的な協働と相互牽制

(2) 理事会について

- ・基礎的変更に係る事項(任意解散、合併)及び重要な寄附行為の変更
 - 理事会の決定、評議員会の決議(承認)
 - *中期計画、役員報酬基準(現在は意見を聴く)
- ・理事の選任機関、解職事由 →寄附行為に定める。
 - 選任機関・・・評議員会、理事会、役員選考会議等。選任機関の形態は法人によって異なる。
 - 理事長の選定・解職の権限は理事会。
- ・重要事項の決定に係る理事への委任の禁止 →理事会に保留
- ・理事と評議員の兼職禁止、理事の構成比(外部理事等)の問題

(3) 評議員会について

- ・評議員の選任 →評議員会が行う。評議員の構成比の問題
- ・評議員による議題提案権
- ・評議員の善管注意義務、損害賠償責任

3 条文改正における具体化の問題点

- ・理事会の構成比、評議員会の構成比の具体化
- ・評議員会の決議(承認)事項の明確化
- ・理事の選任機関のあり方についての指針
- ・評議員の選任機関も必要
- ・理事・評議員・監事の解職事由の明確化
- ・評議員の損害賠償の上限額の設定

IV 監事の機能および選任・解任のあり方

1 改正法案骨子案

- ・監事の選解任 →理事長選任から評議員会の決議へ
 - 解任事由を定める
 - 子法人の役員との兼職禁止
- ・常勤監事
- ・評議員会に出席と意見を述べる、評議員の不正行為・法令違反の監査

2 監査の対象・範囲

- ・業務監査→財務監査、教学監査
- ・理事、評議員の監査

V 会計監査制度の導入について

1 会計監査人が会計監査を行う。

*監事の監査との調整

*業務監査との調整

2 私立学校振興助成法との関係

*私学法に規定化した場合の調整

VI 刑事的規制のあり方

1 内部統制システム→自律性の確保

2 役員等の特別背任罪→法定刑の刑域の問題

3 贈収賄罪→保護法益が問題

VII 学校法人の存在目的とガバナンス改革の視座

1 学校法人の存在目的

- ・学校法人と他の公益法人との違い →建学の精神に基づく教育・研究
→多様な人材の育成

・学校法人の特性

*教学と法人との一体的運営 →理事会には教育・研究を支える意識が必要

*建学の精神の継受と醸成 →評議員会には建学の精神に基づく大学運営について共働意識が必要

- ・わが国の学校法人と欧米の大学組織との対比→成り立ちの違い、自主性、自律性

*ドイツ型 フンボルトの理念 州立←文化高権

フィヒテ「ドイツ国民に告ぐ」 ベルリンでの辻説法

*アメリカ型 大学院大学の設置 経営基盤←民間資金の投入

*日本型 私学の先行から併存へ 建学の精神の継承

*EUでの動き 大学の平準化 ボローニア・プログラム等

*高等教育は「国のかたち」を決する

2 ガバナンス改革の視座

- ・建学の精神に基づく教育・研究を持続的に発展するため、学校法人の各機関の協働作用をいかに確保すべきかという観点が重要。
- ・学校法人の公共性の観点からは、情報の公開、役員選任手続の明確化、ガバナンス・コードの推進等が求められる。
- ・不祥事の防止のためには、学校法人の運営に携わる者に確たる職業倫理がなければならない。刑事罰は、事後的な対応であり、最終手段である。
- ・私学法改正案骨子案は、学校法人の基本構造を維持した上で、学校法人の三機関の協働作用を強化しようとしたものと言える。ガバナンス改革の方向性は是とすべきものとする。なお、骨子案を条文化するに際しては、改正点が錯綜していることから、明確な具体的規準の法規化および明解な寄附行為作成例が望まれる。